

平成十九年十一月二十日受領
答弁第二〇九号

内閣衆質一六八第二〇九号

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出会計検査院が指摘した外務省の国費無駄遣いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出会計検査院が指摘した外務省の国費無駄遣いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの帰国費の貸付けについては、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第三条第一項を法令上の根拠とする。予算項目については、送還費として計上されており、過去十年の予算額は、平成十年度約三百二十万円、平成十一年度約二百九十万円、平成十二年度約二百六十万円、平成十三年度約二百六十万円、平成十四年度約三百万円、平成十五年約約三百万円、平成十六年度約二百七十万円、平成十七年度約三百五十万円、平成十八年度約三百七十万円、平成十九年度約三百九十万円である。

三から五までについて

御指摘の期間においては、政府として、海外移住の振興に力を入れ、移住者の海外送出行を行っており、六百四十一件の帰国費の貸付けの中には、右により海外に移住した者への貸付けも含まれている。

外務省は、これらの海外移住者に貸し付けた帰国費の償還につき、帰国後の生活状況等を勘案しつつ、その督促等について配慮してきている。